○上尾伊奈資源循環組合公平委員会議事規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第１号

上尾伊奈資源循環組合公平委員会議事規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。第６条において「法」という。）第１１条第５項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会議は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。

２　会議を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

（会議の公開）

第３条　会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

（幹事）

第４条　事務職員は、幹事として会議に出席する。

（議事日程）

第５条　議事日程は、幹事が委員長の命を受けて作成する。

（議事録）

第６条　法第１１条第４項の議事録は、幹事が作成する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。